

(表)

第 号				
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 第23条第2項の規定による身分証明書				
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">写真</div>	職名及び氏名	年	月	日発行
社会保険診療報酬支払基金理事長 印				

(裏)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法抜粋  
(定期検査等を行った者等に対する報告の徴収等)

第23条 支払基金は、定期検査費等の支給に関し必要があると認めるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第45条 第23条第1項の規定により報告若しくは診療録その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格B7とする。